別表

検察庁の名称	事務所
那覇地方検察庁	沖縄県那覇市樋川一丁目一五番一五号那覇第一地方合同庁舎那覇地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
那覇区検察庁	
沖縄区検察庁	
名護区検察庁	
平良区検察庁	
石垣区検察庁	

○仙台地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日仙台地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

仙台地方検察庁検事正　佐々木善三

別表

検察庁の名称	事務所
仙台地方検察庁	宮城県仙台市青葉区片平一丁目三番一号仙台地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口
仙台区検察庁	
大河原区検察庁	
古川区検察庁	
築館区検察庁	
石巻区検察庁	
登米区検察庁	
気仙沼区検察庁	

○福島地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日福島地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

福島地方検察庁検事正　中村　明

別表

検察庁の名称	事務所
福島地方検察庁	福島県福島市狐塚一七番地福島地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
福島区検察庁	
郡山区検察庁	
白河区検察庁	
棚倉区検察庁	
会津若松区検察庁	
田島区検察庁	
いわき区検察庁	
福島富岡区検察庁	
相馬区検察庁	

○山形地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日山形地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

山形地方検察庁検事正　柏村　隆幸

別表

検察庁の名称	事務所
山形地方検察庁	山形県山形市大手町一番三二号山形地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
山形区検察庁	
新庄区検察庁	
米沢区検察庁	
赤湯区検察庁	
長井区検察庁	
鶴岡区検察庁	
酒田区検察庁	

○盛岡地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日盛岡地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

盛岡地方検察庁検事正　髙木　和哉

別表

検察庁の名称	事務所
盛岡地方検察庁	岩手県盛岡市内丸八番二〇号盛岡地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
盛岡区検察庁	
花巻区検察庁	
二戸区検察庁	
久慈区検察庁	
遠野区検察庁	
釜石区検察庁	
大船渡区検察庁	
宮古区検察庁	
一関区検察庁	
水沢区検察庁	

○秋田地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日秋田地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

秋田地方検察庁検事正　門野坂修一

別表

検察庁の名称	事務所
秋田地方検察庁	秋田県秋田市山王七丁目一番二号秋田地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
秋田区検察庁	
男鹿区検察庁	
能代区検察庁	
本荘区検察庁	
大館区検察庁	
鹿角区検察庁	
横手区検察庁	
湯沢区検察庁	
大曲区検察庁	
角館区検察庁	

○青森地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日青森地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

青森地方検察庁検事正　山根　英嗣

別表

検察庁の名称	事務所
青森地方検察庁	青森県青森市長島一丁目三番二五号青森地方検察庁企画調査課内情報公開窓口
青森区検察庁	
むつ区検察庁	
野辺地区検察庁	
五所川原区検察庁	
弘前区検察庁	
鰺ヶ沢区検察庁	
八戸区検察庁	
十和田区検察庁	